

監査公表第739号

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求（平成29年10月19日提出。以下「本件請求」という。）について、同条第4項の規定により監査を行いましたので、その結果を次のとおり公表します。

平成29年12月18日

京都市監査委員	津田大三
同	中野洋一
同	鶴谷隆
同	光田周史

住民監査請求に基づく監査の結果

第1 請求の概要

1 請求人

京都市右京区 A

2 請求書の提出日

平成29年10月19日

3 請求の要旨

(1) 学校法人京都朝鮮学園（以下「本件法人」という。）が設置し、運営する京都朝鮮初級学校、京都朝鮮第二初級学校及び京都朝鮮中高級学校（以下「本件学校」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づかない各種学校であり、一切の公の支配を排除し、朝鮮総連を通じて、北朝鮮の支配に属している。

(2) 京都市が言うには、本件法人に対し、法第232条の2及び京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「本件条例」という。）を根拠に、強い反対意見のある中、あえて次に掲げる額の補助金を交付しており、また、平成29年度も相当額の補助金の交付を予定している。

平成24年度 12,300,000円

平成25年度 12,125,000円

平成26年度 11,174,856円

平成27年度 9,548,604円

平成28年度 8,496,921円

(3) 上記(2)の補助金の交付は、公の支配に属しない教育の事業に対する公金の支出を

禁じている日本国憲法（以下「憲法」という。）第 89 条後段に違反するとともに、補助金の交付について公益上の必要性を要件とする法第 232 条の 2 並びに本件条例第 4 条及び第 22 条第 1 項第 2 号に違反し、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮人権侵害対処法」という。）第 3 条にも違反する違憲又は違法な公金の支出である。

また、京都市民の税金を、日本に対してミサイル等でどう喝する北朝鮮傘下の朝鮮総連の指揮下にある本件法人に垂れ流す行為は、京都市民に対する信用の失墜行為であり、京都市民の財産である予算（税金）の多大な損失である。

よって、支出権限者である京都市長（以下「市長」という。）において本件法人への公金支出行為は違法又は不当な財務上の支出であるから、市長はこれらの支出を停止する措置を採る義務がある。

(4) 監査委員は、市長に対し、次に掲げる措置を採るよう勧告することを求める。

ア 平成 29 年度に補助金を支出してはならない。

イ 平成 30 年度以降に補助金を支出してはならない。

ウ 平成 28 年度に交付した補助金に係る公金の返還を請求せよ。

エ 平成 28 年度に交付した補助金に係る公金と同額の損害金の賠償を請求せよ。

4 事実証明書の目録

(1) 本件法人の土地に関する不正融資関連の資料

(2) 朝鮮大学校「日米を壊滅できる力整える」在校生に決起指示の記事

(3) 内外情勢の回顧と展望（平成 22 年 1 月 公安調査庁）

(4) 大阪朝鮮学校の元校長は拉致事件の犯人であり、日本政府が当該元校長を国際手配している資料

(5) 下関朝鮮学校の元校長が、覚醒剤約 250 キログラムを島根県に密輸入した事件で日本が指名手配した資料

(6) 朝鮮学校の補助金目的外流用及びそれに関連する反日本の思想、不当、違法性を証明する記事

(7) 「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」の機関紙「光射せ！」（少なくとも朝鮮学校卒業生や関係者が拉致事件に関わったという証言記事）

(8) 平成 28 年 3 月 29 日、文部科学省による朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）の写し

(9) 拉致被害者家族を愚弄する朝鮮学校の教科書に関する資料

(10) 故三宅博元衆議院議員が平成 26 年 2 月 14 日衆議院予算委員会で「朝鮮総連は拉致実行犯である」という事実を述べた記事

第 2 要件審査

1 本件請求の対象とする財務会計上の行為には、本件法人に対する平成 30 年度分以降の補助金の支出が含まれているところ、当該補助金については、本件請求時点で支出負担行為がなされていない。このように監査請求時点で行われていない財務会計上の行為が法第 242 条第 4 項の規定による監査の対象となるのは、同条第 1 項に規定する「当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合」に限られる。

ここでいう「相当の確実さをもつて予測される場合」とは、当該財務会計上の行為に関わる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法又は不当になされる可能性、危険性が相当の確実さをもつて客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当である（大分地裁平成 11 年 9 月 20 日判決、大阪地裁平成 23 年 1 月 14 日判決ほか）。

2 本件請求の対象とする補助金は、予算の範囲内で、補助金の交付を受けようとするもの（本件法人）の申請に基づき交付されるものであるところ（本件条例第 6 条第 1 項及び第 9 条）、当該補助金については、本件法人からの申請がなされた時点において、当該申請に係る補助金の交付が違法又は不当になされる可能性が相当の確実さをもつて客観的に推測される程度に具体化するものと解される。しかし、平成 30 年度分以降の補助金については、いまだ市会において予算案も上程されておらず、本件法人による交付申請もされていないことから、当該補助金の支出がなされることが「相当の確実さをもつて予測される場合」には該当せず、監査の対象とはならない。

3 したがって、本件請求については、本件法人に対する平成 28 年度分の補助金の支出負担行為及び精算行為並びに平成 29 年度分の補助金の支出負担行為に係る部分について監査を実施し、平成 30 年度分以降の補助金の支出負担行為に係る部分については、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められないため、却下する。

第 3 監査の実施

京都市監査規程に基づき、都市監査基準（平成 27 年 8 月 27 日全国都市監査委員会制定）に準拠して監査を実施した。その概要は、次のとおりである。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条第4項）

2 監査の対象

本件法人に対する平成28年度分の補助金の支出負担行為及び精算行為並びに平成29年度分の補助金の支出負担行為

3 監査の着眼点

監査の対象となる行為の違法性又は不当性

4 監査の主な実施内容

関係職員（教育委員会事務局職員をいう。以下同じ。）に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査を行った。

なお、本件請求については、請求人から、法第242条第6項の規定による陳述を希望する旨の申出がなかったため、陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

5 監査の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間 平成29年11月9日から同年12月8日まで

(2) 実施場所 監査事務局執務室

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 本件法人及び本件学校について

本件法人は、私立学校法第64条第4項に規定する各種学校の設置のみを目的とする法人として、京都府知事から設立の認可を受けている。

本件法人の設置する本件学校は、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校として、京都府知事から設置の認可を受けている。

(2) 本件補助金について

京都市は、本件法人に対し、本件条例及び学校法人京都朝鮮学園に対する補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）に基づき、本件学校において直接児童生徒の教育に係る教材備品整備に要する経費のうち、市長が適当と認めるものに補助金を交付している（以下当該補助金を「本件補助金」という。）。

ア 平成28年度分

市長は、補助金の交付を申請した本件法人に対し、本件補助金を交付すること及び交付予定額を8,504,065円と決定し、平成28年11月1日付けでその旨を通知し、

同月21日に概算払により同額を交付した。

平成29年5月16日、本件法人から実績報告書が提出され、市長は本件補助金の交付額を8,496,921円と決定し、同月18日付けで本件法人にその旨を通知し、同月22日、本件法人から7,144円の戻入を受け、精算行為についても完了している。

なお、交付額が減額された理由は、補助金の交付対象となる教材備品の購入合計額が交付予定額を下回ったためである。

イ 平成29年度分

市長は、補助金の交付を申請した本件法人に対し、本件補助金を交付すること及び交付予定額を7,507,794円と決定し、平成29年11月17日付けでその旨を通知し、同年12月6日に概算払により同額を交付した。

2 判断及び結論

(1) 本件監査における論点

ア 請求人の主張の概要は、次のとおりである。

本件学校の教育事業の内容は、北朝鮮の主張する日本政府に敵対する歴史的認識及び政治的見解を全て丸写しで生徒に教え込み、生徒がその立場で行動することを強要するものであり、日本の公教育に適合していない。また、本件学校の教育事業の目的は、北朝鮮及び朝鮮総連に貢献する人材の育成であり、日本国の公の利益に沿うものとは到底いえず、本件法人が本件補助金の目的外使用を行っていることは定説である。そして、国や京都市は、その教育内容や政治活動については是正を求める法的権限を有していない。以上のことから、本件補助金の支出は、「公の支配」に属さない教育事業に対する公金の支出に該当し、憲法第89条後段、法第232条の2並びに本件条例第4条及び第22条第1項第2号に違反する。

さらに、本件法人が日本に対してミサイル等でどう喝する北朝鮮傘下の朝鮮総連の指揮下にあり、本件補助金の交付は日本人拉致の実行犯がいる北朝鮮に資金を流入させるものであって、北朝鮮人権侵害対処法第3条に違反する。

イ 本件監査における論点は、本件補助金の支出が次に掲げる法令に違反するか否かである。

(ア) 憲法第89条後段

(イ) 法第232条の2

(ウ) 本件条例第4条及び第22条第1項第2号

(エ) 北朝鮮人権侵害対処法第3条

(2) 憲法第89条後段に違反するか否かについて

ア 教育事業に対する公的助成は、その教育事業が憲法第89条後段に規定する「公の支配」に属することを要するが、その程度は、国、地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、同事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し得る途が確保され、公の財産が濫費されることを防止し得ることをもって足りるというべきである。そうすると、教育事業が「公の支配」に属するか否かは、公の財産が濫費されることを防止できるような公的規制のシステムが構築されているか否かという観点から判断すれば足り、その教育内容等に介入してこれを是正できる途が確保されているか否かという観点までは必要ないと解される（福岡高裁平成25年7月17日判決（福岡地裁平成25年2月15日判決の引用部分））。

イ① 本件法人は、私立学校法第64条第4項の各種学校の設置のみを目的とする法人として京都府知事の認可を受け、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校として本件学校を設置していること

② 本件法人の所轄庁は、本件法人が、法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合において、他の方法により目的を達することができない場合には本件法人の解散命令（私立学校法第64条第5項、第62条）を、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定により都道府県知事がした命令に違反したとき、又は6箇月以上授業を行わなかったときは、本件学校の閉鎖命令（学校教育法第134条第2項、第13条第1項）をそれぞれ発することができることと定められていること

③ 市長は、補助金の予算の執行の適正を期するため、本件法人から、補助金の執行状況を調査し、若しくは報告を徴し（法第221条第2項）、又は市長が指定する職員に本件学校に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは本件法人の関係者に対し質問させ（本件条例第32条第1項）、本件法人が本件補助金を他の用途に使用したとき等には補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し（本件条例第22条第1項第2号）、補助金の返還を求める（本件条例第23条）権限を有していること

が認められる。

そうすると、本件法人の教育事業への本件補助金の交付が公の利益に沿わない場合には、上記②及び③の各法規制によりこれを是正し得る途が確保され、本件補助金が濫費されることを防止し得るものと認められるから、本件法人の教育事業は憲法第 89 条後段の「公の支配」に属するものというべきである。

ウ 以上より、憲法第 89 条後段に違反するとの請求人の主張は採用できない。

(3) 法第 232 条の 2 に違反するか否かについて

ア 法第 232 条の 2 の公益上の必要性の判断については、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるから、地方公共団体の長に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合に限って当該補助金の交付は違法又は不当となると解される。そして、裁量権の逸脱又は濫用があったか否かの判断に当たっては、当該補助金交付の目的、趣旨、補助の対象となる事業の趣旨、目的等の諸般の事情を総合的に考慮する必要がある（前掲福岡高裁平成 25 年 7 月 17 日判決）。

イ 関係職員は、本件補助金の公益上の必要性について、次のとおり説明する。

(ア) 本件補助金は、民族的、文化的アイデンティティの確立や文化の継承を図るため、外国籍市民等が自分の子どもたちに自らの文化や言語を学ばせたいとするニーズは強く、そうした保護者や民族学校をはじめとする外国人学校に対して、支援等を行っていくという「京都市国際化推進プラン～多文化が息づく街づくりを目指して～改訂版」（平成 26 年 3 月策定。以下「国際化プラン」という。）の趣旨を踏まえ、本市で学ぶ子どもたちの教育条件を保障するという観点から、日本の義務教育機関に相当する小・中学部に在籍する児童生徒の教育環境の維持向上と保護者の負担軽減を目的として、直接児童生徒の教育に係る教材備品の購入に要する費用に限定して支出されるものである。

(イ) 本件学校は各種学校として全国的に一定水準以上の教育を確保する趣旨で整備された公認の教育施設と位置付けられており、そのように各種学校の認可を受けた外国人学校を、他の私立学校と同様に、初等、中等教育を行う施設と評価して、本市の区域内に居住する外国人の子弟教育の一翼を担う重要な社会基盤施設と位置付けて補助の対象とし、これへの補助を通じて本市で学ぶ子どもたちの教育機会の確保や修学上の経済的負担の軽減を図るという政策目的を有する。

(ウ) 本件補助金により本件学校における教育環境が維持向上されることで、本市

で学ぶ児童生徒の教育水準の維持向上に一定の効果があると考えられる。

ウ 以上の説明を踏まえた判断は、次のとおりである。

(ア) 国際化プランをみると、「外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進」を国際化推進のための施策の一つとして掲げており、推進項目として、「自国の文化や言語を習得させるため、民族学校に子どもたちを通わせている家庭や、外国語による教育を受けさせるため、インターナショナルスクールに子どもたちを通わせている家庭もあるため、こうした外国人学校に対して、所管する京都府や関係団体、NPO等と連携しながら、支援の充実に努めます」と定めているところ（第4章3(2)ア③参照）、本件補助金の交付は、この施策の趣旨にも合致している。

(イ) 本件補助金の助成の対象は、楽器、体育用具や実験観察用具等といった直接児童生徒の教育に係る教材備品の整備とされている。教材備品の整備は、外国人学校において他の私立学校と同様に初等、中等教育を施すといった学校教育の目的を達成するために必要であると認められ、かかる目標を達成するために補助金を交付することに公益性があるとの関係職員の説明には合理性が認められる。

なお、本件法人がこれらの備品を実際に購入し、本件学校に備えていることは、関係職員による実地調査（書類審査及び現物確認）で確認されており、購入されている備品が教育目的にかなうものであることに鑑みると、本件補助金が適正に執行されていることも認められる。

(ウ) 本件学校の学則に定められている教育課程については、文部科学大臣が定めた学習指導要領の適用はないものの、学校教育に類する教育を行うものとして私立学校法に基づいて京都府知事の認可を受けていることを踏まえ、日本語、算数又は数学、理科、社会といった基本的、一般的科目が組み込まれていることからみても、明らかに公の利益に沿わない教育内容を実施しているものとは認められない。

(エ) 以上のことを総合的に勘案すると、本件補助金を交付することとした市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないことから、法第232条の2に違反するという請求人の主張は採用できない。

(4) 本件条例第4条及び第22条第1項第2号に違反するか否かについて

ア 本件条例第4条は、法第232条の2の規定に基づき公益上必要がある場合に補助金の交付をすることができる旨を定めるものであるところ、同条に違反する裁量権の逸脱又は濫用がないことは上記2(3)で述べたとおりであり、平成28年度分及び平成29年度分の本件補助金の交付決定に係る助成の対象は直接児童生徒の教育に係る教材備品の整備であると認められることから、公益上必要があるとの市長の判断が本件条例第4条に違反するものとは認められない。

イ 本件条例第22条第1項第2号は、補助金が他の用途に使用されたときに市長が補助金交付決定を取り消すことができることを定めるものである。

この点、平成28年度分の本件補助金については、関係職員が本件学校において書類調査及びおおむね5万円を超える備品にあつては現物確認を行ったうえで精算行為が行われたところであり、本件補助金が上記アの助成の対象となる教材備品の整備以外の用途（以下「補助対象外の用途」という。）に執行されたとは認められない。また、平成29年度分の本件補助金については、本件法人からの実績報告書の提出及び関係職員による調査が行われておらず、補助対象外の用途に執行されたかどうかにつき判断できる状況にない。

したがって、平成28年度分、平成29年度分ともに、本件補助金が補助対象外の用途に使用されていることを理由として市長が本件補助金の交付決定を取り消すべき必要があるとは認められない。

ウ 以上より、本件条例第4条及び第22条第1項第2号に違反するという請求人の主張は採用できない。

(5) 北朝鮮人権侵害対処法第3条に違反するか否かについて

北朝鮮人権侵害対処法第3条は、地方公共団体に対し、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図る努力義務を課したものであって、同条違反の有無は、本件補助金支出の違法性に影響することはないというべきであるから、同条に違反するという請求人の主張は採用できない（前掲福岡高裁平成25年7月17日判決同旨）。

(6) 結論

以上のとおり、本件請求における請求人の主張は採用することができず、本件監査の対象となる財務会計上の行為が違法又は不当であるということとはできない。

したがって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

【参照】 関係法令の内容

1 日本国憲法（抄）

第 89 条 公金その他の公の財産は，宗教上の組織若しくは団体の使用，便益若しくは維持のため，又は公の支配に属しない慈善，教育若しくは博愛の事業に対し，これを支出し，又はその利用に供してはならない。

2 地方自治法（抄）

（予算の執行に関する長の調査権等）

第 221 条（前略）

2 普通地方公共団体の長は，予算の執行の適正を期するため，工事の請負契約者，物品の納入者，補助金，交付金，貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金，交付金，貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査，試験，研究等の委託を受けた者に対して，その状況を調査し，又は報告を徴することができる。

（以下略）

（寄附又は補助）

第 232 条の 2 普通地方公共団体は，その公益上必要がある場合においては，寄附又は補助をすることができる。

3 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（抄）

（地方公共団体の責務）

第 3 条 地方公共団体は，国と連携を図りつつ，拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

4 学校教育法（抄）

第 4 条 次の各号に掲げる学校の設置廃止，設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は，それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。（以下略）

第 13 条 第 4 条第 1 項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては，それぞれ同項各号に定める者は，当該学校の閉鎖を命ずることができる。

(1) 法令の規定に故意に違反したとき

(2) 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

(3) 6箇月以上授業を行わなかつたとき

(以下略)

第 134 条 第 1 条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第 124 条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

2 第 4 条第 1 項前段、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 13 条第 1 項、第 14 条及び第 42 条から第 44 条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第 4 条第 1 項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、(中略)第 13 条第 1 項中「第 4 条第 1 項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第 2 号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と(中略)読み替えるものとする。

(以下略)

5 私立学校法 (抄)

(解散命令)

第 62 条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

(以下略)

(私立専修学校等)

第 64 条 (前略)

4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5 第 3 章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

(以下略)

6 京都市補助金等の交付等に関する条例（抄）

(市長等の責務)

第4条 市長等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであること及び地方自治法第232条の2の規定に基づき公益上の必要がある場合に限り交付することができるものであることにかんがみ、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等の交付の目的及び効用、補助の対象となる事業の目的、性質及び実施状況、本市の財政状況その他諸般の状況を総合的に考慮することにより、補助金等の公正かつ効率的な執行に努めなければならない。

(補助金等の交付)

第6条 市長等は、公益上助成し、育成し、又は奨励する必要があると認める事務又は事業を行うものに対して、予算の範囲内において補助金等を交付することができる。

(以下略)

(交付の申請)

第9条 補助金等の交付を受けようとするものは、市長等が定める期日までに、別に定める事項を記載した申請書に市長等が必要と認める書類を添えて、市長等に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第22条 市長等は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

(中略)

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(中略)

2 前項の規定は、補助事業等について補助金等の交付額の決定があった後においても適用があるものとする。

(以下略)

(補助金等の返還)

第23条 市長等は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の

当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 市長等は、第 19 条の規定により補助金等の交付額を決定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、決定した交付額を超える部分の補助金等の返還を命じるものとする。

(立入調査等)

第 32 条 市長等は、この条例の施行に必要な限度において、市長等が指定する職員に、補助事業者等の住居若しくは事務所又は補助事業等が実施されている土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(以下略)

7 学校法人京都朝鮮学園に対する補助金交付要綱（抄）

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校法人京都朝鮮学園が設置する別表 1 に定める学校の教育振興を図るための補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金は、京都市内に毎年 4 月 1 日現在において設置され、学校教育法に定める小学校及び中学校に類する教育を行う別表 1 に掲げる学校において、直接児童及び生徒の教育に係る教材備品整備に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

別表 1

学校名	住所
京都朝鮮中高級学校	京都市左京区北白川外山町 1
京都朝鮮初級学校	京都市伏見区小栗栖丸山 1 番地 2
京都朝鮮第二初級学校	京都市右京区梅津尻溝町 3

(監査事務局)